

兵庫県
保険医協会

明石支部ニュース



No. 314

2020・4・25

投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖
神戸市中央区海岸通一丁目二番三十一号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
TEL 078078-1801
FAX 078078-393393
18002

明石支部 医療安全管理対策向上研究会

患者対応力のポイントとは？

年々増加する患者トラブル対応

明石支部は2月29日、明石市商工会議所で研究会「患者トラブル対応力向上の鍵はこれだ！いま知っておきたい患者対応力のポイント」を開催し、医師・歯科医師、スタッフなど18人が参加した。吉岡巖支部長が司会進行し、南塚病院事務部顧問の尾内康彦氏（前・大阪協会事務局）が講師を務めた。

尾内氏は、自身の患者とのトラブル相談の経験から気づいたことは、「応召義務」の理解がまだまだ不十分なことであると話し、増加を続ける患者トラブル対応で、この「応召義務」の理解が決定的に重要だと強調した。



司会の吉岡巖支部長

最近ではネットへの悪質な書き込みについての相談が目立ち、対応した事例の分類ポイントを具体的に解説した。また、時代の変化とともに「応召義務」は緩やかに拡大解釈され、昨年12/25に厚生労働省から新しい通知が出されたとして、その考え方を解説した。その新しい通知の読み方の参考にもなる、尾内氏が発刊した「患者トラブルVS応召義務（左写真）」の書籍販売もあり、研究会終了後も、尾内氏に質問する参加者もいるなど、研究会は好評のうちに終了した。



尾内氏書籍

参加者へのアンケートより

- 勤務先の病院に来る患者の対応に迷いがあつたので、今後活用していきたいと思えます。
- 実例を交えての話は、とても分かりやすかったです。
- この様な相談ができる場所があるのが、心強いと思いました。
- ウェブ対策についてのお話と聞き参加しました。参考になる資料をたくさんありがとうございます。

「みんなでストップ! 負担増」署名にご協力を



明石市上ノ丸 谷 順 先生

絵画ギャラリー



しだれ桜



祈り

協会は、政府が進める医療や介護の負担増計画を阻止するために、「みんなでストップ! 負担増」署名を5万筆目標で取り組んでおります。

75歳以上の患者窓口負担の原則1割から2割への引き上げなどの制度改悪が実施されれば、高い窓口負担を理由に受診抑制が進みかねません。患者さんにも政府の狙いを知らせ、負担増計画を中止させましょう。

【署名などの注文】
協会担当事務局電話
078・393・1807まで

「みんなでストップ! 負担増」

消費増税のうえに医療も負担増

75歳以上の窓口負担を2割に(原則1割→2割)
花柳症治療費、運布、漢方薬などは保険から外す
受診する度に追加定額負担

利用料2割、3割負担の人を増やすケアプラン作成に自己負担を導入
要介護1、2のホームヘルパーによる生活活動サービスなどの保険給付外し

64.3%
負担増を止めるために

お手元にお送りしている署名

春の共済制度普及好評受付中!

グループ保険が、さらによくなりました!

グループ保険

締切
毎月1日
(毎月1日発給)

- ① 最高保障額を6,000万円に引き上げました
- ② 保険料を平均20%引き下げました
- ③ 満期年齢を80歳に引き上げました

- ▶ 死亡保険は安さが一番!
- ▶ 過去5年平均の配当率は**4.3%**

- ★ 配偶者も**1,000万円**のセット加入OK
- ★ 毎年、**高配当を維持**
過去26年連続配当!

断然安い保険料とさらに配当金も!



新グループ保険

締切
毎月20日
(毎月1日発給)

- ① 最高保障額を6,000万円に引き上げました
- ② 掛金をさらに引き下げました

協会グループ保険の上乗せ保障に

- ★ 掛金は協会グループ保険より低廉
- ★ 新規加入は70歳までOK
- ★ こども加入特約あり(400万円)

さらには
掛金負担なしで
先進医療保険の加入OK
(最高1,000万円)

協会グループ保険 6,000万円 + 新グループ保険 6,000万円 = 最高保障額 1億2,000万円

休業保障制度

受付期間
4月1日~
12月末

保険医協会会員のための助け合い共済制度

- ① 給付を受けた方も増口できるようになりました
- ② 非常勤の方も加入しやすくなりました

- ★ 割安な掛金が満期まで上がりません
- ★ 最長75歳まで、730日の充実保障
- ★ 掛け捨てではありません
- ★ 切迫産産、帝王切開も給付



給付額

最大給付金額	4,304万円	8口加入/全期間(730日)入院の場合
1口当たり	入院1日 8,000円 自宅1日 6,000円	
最長給付日数	730日	

	1日当たり	1ヵ月(30日)当たり
開業医 入院	64,000円	192万円
8口加入の場合 自宅	48,000円	144万円
勤務医 入院	24,000円	72万円
3口加入の場合 自宅	18,000円	54万円

掛金は1口2,500円~3,700円(加入時の年齢による)
開業医は8口、勤務医は3口までご加入いただけます。

所得補償保険

締切
毎月26日
(毎月1日発給)

医療機関のスタッフもご加入いただけます

- ★ 入院は1日目から、自宅療養は5日目から補償
- ★ 再発の場合も含めて通算1000日まで補償
- ★ 精神疾患による休業も補償

医師賠償責任保険

院内の事故による賠償費用、弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで補償します。

ご加入例
S型1事故 3億円の年間保険料 53,840円 医科 勤務医

ビジネスキーパーの休業損害補償

天災や特定感染症による休業損害に

ご加入例
鉄骨造一戸建て診療所 1日 10万円 *100日間 年間保険料 10,230円

自動車保険、火災保険

協会からの引き落としに変えれば年払い保険料が5%引き!
※三井住友海上火災と兵庫県保険医協会との集合代行契約(集団扱い)です。

— 医療保険、ガン保険も —

厚生労働省ホームページ「自治体・医療機関向けの情報一覧」より
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

院内トリアージ実施料の特例的な取扱いについて

14付)より抜粋。医科診療所を含む内容です。(※通知は随時更新変更される場合があります。厚労省HP等でご確認下さい)

1. 外来における対応について
新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。以下同じ。)の外来診療を行う保険医療機関においては、当該患者の診療について、受診の時間帯によらず、診療報酬の算定告示B0105「院内トリアージ実施料を算定できることとする」とを適用する。なお、その際は、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ院内トリアージ実施料を算定する保険医療機関については、特掲診療料の施設基準等、第三の四の四に規定する施設基準を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とすること。

2. (問) 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリアージ実施料を算定できるとされて

いるが、その際に講じることとされている「必要な感染予防策」とはどのようなものか。
(答) 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とすること。なお、その診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

3. (問) 治療のため現に通院している患者であって、新型コロナウイルス感染症を疑う症状で受診したもののについて、必要な感染予防策を講じた上で、当該患者の診療を行ったときには、再診料等を算定した場合であっても、院内トリアージ実施料を算定できるか。
(答) 算定できる。

4. (問) 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリアージ実施料を算定できるとされているが、その際、院内トリアージ実施料の施設基準に係る届出は必要か。
(答) 新型コロナウイルス感染症であることを疑われる患者に対してのみ院内トリアージ実施料を算定する保険医療機関については、(届出は)不要。